



2022年8月24日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルプラスホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 成瀬 隆 章
(コード番号：3538 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 柴田 学爾
(TEL. 03-5730-0589)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第15期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第15期定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年9月28日(予定)

以 上

現行定款	変更案
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第8条 (条文省略) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって選定する。</u> ③ (条文省略)	(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める。</u> ③ (現行どおり)
(株式取扱規則) 第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規則</u> による。	(株式取扱規則) 第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u> による。
第10条～第12条 (条文省略)	第10条～第12条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 <u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第14条～第17条 (条文省略)	第14条～第17条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>3名以上8名以内とする。</u> ② (新設)</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、7名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第20条 (条文省略) <u>②増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 (現行どおり) (削除) <u>②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。 ② (条文省略) ③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から選定する。 ② (現行どおり) ③取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から<u>取締役社長1名</u>を選定し、また必要に応じ<u>取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第24条～第25条 (条文省略)	第24条～第25条 (現行どおり)
(新設)	<u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(取締役会規程) 第27条 (条文省略)	(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。	(監査等委員会の設置) 第31条 当社は監査等委員会を置く。
(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任) <u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期) <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役) <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(監査役会規程) <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条～第43条（条文省略）</p>	<p>第37条～第39条（現行どおり）</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第45条～第48条（条文省略）</p>	<p>第41条～第44条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②第15回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>
(新設)	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第15回定時株主総会の議決による変更前の定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 ②本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>